

「愛知県子ども計画 はぐみんプラン2029」（仮称）の取組内容

資料3

I 若者の生活基盤の確保

基本施策（案）	取組の方向性（案）	取組項目（案）	主な取組（案）	備考
1 キャリア教育の推進	<p>子ども・若者が、将来、社会の中で自分の役割を果たしながら自分らしい生き方を実現するために、社会人、職業人としてふさわしい能力を身に付け、社会環境を踏まえた、成長の段階に応じた多様な体験活動の充実をさせる。</p> <p>勤労観や職業観を養うとともに、男女ともに経済的に自立していくことの重要性を学ぶため、キャリア教育の充実に取り組む。</p>	<p>○体験活動を通じた勤労観・職業観の育成</p> <p>○キャリア教育の充実</p>	<p>○県は、小学校から、キャリア教育の年間指導計画の作成・充実に努め、キャリア教育ノート等の資料を活用して、キャリア教育活動の取組を高等学校まで引き継ぐとともに、子どもたちの発達段階に応じた系統的なキャリア教育を推進します。</p> <p>○小学校では、当番活動や係活動などを通して望ましい勤労観を養うとともに、キャリア教育の視点を取り入れた体験学習等に取り組み、学習の見直しや、活動を振り返るなど、計画的・系統的にキャリア教育を推進するよう市町村に働きかけます。</p> <p>○高等学校では、就職・進学を問わず、誰もが望ましい勤労観・職業観や社会的・職業的自立に必要な能力を身に付け、更に地域産業界を支える人材として活躍できる生徒を育成していきます。また、インターシップ等の体験的活動を推進するとともに、特に普通科では、総合的な探究（学習）の時間などを活用し、キャリア教育の一層の充実に努めていきます。</p>	<p>← ○数値目標の項目に対応する取組（キャリア教育の視点で体験活動を実施している小学校の割合）</p> <p>← ○数値目標の項目に対応する取組（全日制県立高等学校におけるインターシップ等の体験人数）</p>
2 就労支援	<p>若者の職業観・勤労観を育み、それぞれの若者に合った切れ目のない就職支援を行うことにより、安定した雇用や職場定着を促進する。</p> <p>高等学校及び県立高等技術専門校等において、子ども・若者が、職業に就くために必要となる知識・技能を習得や職業的自立を図るため、企業実習を組み合わせるなど、より実践的な職業訓練を実施する。</p>	<p>○職業観・勤労観の醸成、就職機会の拡大</p> <p>○職業能力の習得</p> <p>○多様な就労支援窓口の開設</p> <p>○若者に対する就職支援、非正規雇用対策の推進</p> <p>○若者の職業的自立に向けた支援</p> <p>○労働者の権利保護に関する啓発</p>	<p>○中学校や高等学校では、産業界や労働界等と連携して、モノづくり教育を含めたキャリア教育を推進し、職業観や勤労観を育みます。高等学校では、生徒の希望にかなう就職先を開拓するなど、生徒の就職支援に努めます。</p> <p>○県立高等技術専門校（普通課程）では、新規卒卒者及び若年未就職者等が職業に就くために必要となる知識と技能を身に付けるため、建築やモノづくりの他、デジタル分野の職業訓練を実施します。</p> <p>○県は、従業員の奨学金返還支援に取り組んでいる県内中小企業の魅力発信や企業とのマッチング機会の充実を図ります。</p>	<p>← ○第1回会議の委員意見に対応する取組（今年度から開始された、雇用企業が従業員の奨学金返還を支援した際に県が雇用企業に対して行う助成金について、更に進めていただきたい。）</p>
3 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実	<p>様々な相談に対するワンストップ窓口として「子ども・若者総合相談センター」の設置を促進するとともに、学校、地域における相談体制の充実を図る。</p> <p>重層的・継続的な支援を行う推進体制として、「子ども・若者支援地域協議会」の設置を促進するとともに、関係機関・団体との連携を促し、支援ネットワークの構築を推進する。</p> <p>若年無業者（ニート等）やひきこもり状態にある子ども・若者やその家族に対し、長期にわたり困難な状況が継続することがないよう、本人や家族の状況に応じた相談・支援を推進する。</p>	<p>○悩みを抱える子ども・若者への支援</p> <p>○地域における相談体制の充実</p> <p>○子ども・若者総合相談センターの充実</p> <p>○相談窓口の周知</p> <p>○困難を抱える子ども・若者に対する総合的な支援</p> <p>○再チャレンジへの支援</p> <p>○ひきこもりの若者への支援</p>	<p>○県は、子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行う拠点となる「子ども・若者総合相談センター」の市町村における設置促進と機能の向上を図るため、アドバイザーの派遣、先進的な取組事例の紹介、関係者への研修等の支援を行います。</p> <p>○県は、困難を抱える子ども・若者やその家族が、より身近な地域で必要な相談や支援が受けられるよう、市町村における「子ども・若者支援地域協議会」の設置を促進するため、市町村向けの研修会やアドバイザーの派遣等を行います。</p> <p>○県は、精神保健福祉センターをひきこもり地域支援センターとして位置づけ、ひきこもり相談専用電話や面接相談を行うほか、ひきこもりピアサポーター等による相談支援、保健所におけるひきこもり相談や家庭訪問を行います。また、県内のひきこもりに関する相談窓口の周知を図ります。</p>	<p>← ○数値目標の項目に対応する取組（子ども・若者総合相談センターを利用できる子ども・若者の割合）</p> <p>← ○数値目標の項目に対応する取組（子ども・若者支援地域協議会を利用できる子ども・若者の割合）</p>
4 結婚支援	<p>希望する人が結婚できるよう、市町村や企業等と連携し出会いの機会や情報の提供を行うとともに、出会いから成婚までの伴走型の支援を行う。</p>	<p>○出会いの場の提供</p> <p>○出会いから結婚までの継続的かつ総合的支援</p>	<p>○県は、大規模婚活イベントを開催し、結婚を希望する人に出会いの機会を提供するとともに、社会全体で結婚したい若者を応援する機運の醸成を図ります。</p> <p>○県は、市町村や民間非営利団体等が主催するイベント情報について、予め、「あいち結婚サポート事業イベント実施ガイドライン」に基づき審査を行った上で、「あいちこナビ」に掲載し、一元的な情報提供を行います。</p> <p>○県は、「あいち結婚サポートセンター」を運営し、AIを活用したマッチング支援や専門の相談員による出会いから成婚までの伴走型の支援を行います。</p> <p>○県は、市町村が地域の実情・課題に応じた少子化対策を推進し、若い世代が結婚の希望を実現できる社会をつくるために実施する取組を支援します。</p>	<p>← ○第1回会議の委員意見に対応する取組（結婚支援において、婚活している方に安心感を与えるような取組を行っていただきたい。）</p> <p>← ○数値目標の項目に対応する取組（あいち結婚サポートセンター登録者の成婚組数）</p> <p>← ○第1回会議の委員意見に対応する取組（結婚への希望や子どもがいて幸せになるイメージを学生時代に持てる取組を行っていただきたい。）</p>

※「主な取組（案）」において、斜体表記はあいち子ども・若者育成計画2027からの移行内容、ゴシック（太字）表記は新たに計画に盛り込む内容。

II 希望する人が子どもを持てる基盤づくり

基本施策（案）	取組の方向性（案）	取組項目（案）	主な取組（案）	備考
5 働き方改革とワーク・ライフ・バランスの推進	<p>多様で柔軟な働き方を選択しながら、安心して働き続けられる社会を目指して、中小企業等における有給休暇の取得促進など、企業の働き方改革の取組を支援する。</p> <p>子育てしながら働き続けられる職場環境を整備するため、経営者や職場の「ワーク・ライフ・バランス」や「男性の育児参画」への理解を促進するとともに、社会的機運の醸成を図る取組を進める。</p>	<p>○働き方改革の推進に向けた取組の実施</p> <p>○子育てしながら働き続けられる職場環境の整備に向けた取組の強化</p> <p>○ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた気運の醸成</p>	<p>○県は、年次有給休暇の取得及び多様な特別休暇の導入を積極的に推進している中小企業等を「愛知県休み方改革マイスター企業」として認定し、労働者が各自の仕事や家庭の予定に合わせて休暇を取得できる職場環境づくりを推進します。</p> <p>○県は、テレワークに関する相談対応や情報発信を行う拠点の運営やセミナーの開催等、企業のテレワーク導入・定着を支援します。</p> <p>○県は、男性が育児休業を取得しやすい職場環境づくりに取り組む中小企業を支援するため、中小企業等に対して奨励金を支給するほか、アドバイザー派遣やセミナーを実施するなど、男性の育児休業取得を促進します。</p> <p>○県は、愛知県ファミリー・フレンドリー企業の中から他の模範となる取組を推進している企業を表彰し、他の企業へ取組の普及を図ります。</p>	<p>← ○数値目標の項目に対応する取組（年次有給休暇の取得率）</p> <p>← ○数値目標の項目に対応する取組（男性の育児休業の取得率）</p> <p>← ○数値目標の項目に対応する取組（愛知県ファミリー・フレンドリー企業の新規登録企業数（年間））</p>
6 男女共同参画の推進	<p>学齢期から、性別役割分担意識を解消する取組を進める。</p> <p>子育てに関する情報を発信し、家事・育児への参加を促進する。</p> <p>子育て等で離職した女性の再就職を支援する。</p>	<p>○男女共同参画に関する広報・啓発の推進</p> <p>○男性の家事・育児参加の促進</p> <p>○女性の再就職の支援</p>	<p>○県は、男女共同参画意識を高めるため、男女共同参画セミナーの開催や啓発資料の作成、配布などを実施します。</p> <p>○県は、父親の子育てへの参加意識を高めるため、妊娠・出産・育児において父親に望まれるサポートについての知識や赤ちゃんとの接し方のコツ、困ったときのQ&Aなどを紹介する「子育てハンドブック お父さんダイスキ」のアプリケーションを配信します。</p> <p>○県は、「あいち子育て女性再就職サポートセンター」で、専門職員による相談・カウンセリングを行うほか、再就職への不安や悩みを解消するためのセミナーや職場実習・見学会、就職説明会などを実施し、職業紹介機関等と連携しながら出産・子育て等で離職した女性の再就職を支援します。</p>	<p>← ○数値目標の項目に対応する取組（「社会全体として」男女平等であると感じる人の割合）</p>
7 安心・安全な妊娠・出産の確保と不妊治療への支援	<p>安心・安全な妊娠・出産となるよう、妊婦が抱える不安や不妊・不育への支援及び周産期医療を充実させる。</p>	<p>○妊娠・出産に関する不安の解消</p> <p>○安心して出産できる医療体制の確保</p> <p>○安心して妊娠・出産するための取組</p> <p>○妊娠・出産に関する教育、性教育等の充実</p> <p>○不妊治療対策の推進</p>	<p>○県は、分娩取扱医療機関・助産所において、産科医等に分娩手当を支給する場合、その経費の一部を支援します。また、臨床研修修了後の後期研修において産科等を選択する医師の研修手当やNICUにおいて新生児を担当する医師の手当を助成するなど、医師の安定的な確保を図ります。</p> <p>○市町村は、妊娠届出時、妊娠8か月頃、出産後に産婦・その配偶者等に対する面談等により情報提供や相談等を行う妊婦等包括相談支援事業を通じて、妊婦が抱える不安等を把握し、妊娠早期からの切れ目ない支援を提供します。</p> <p>○県は、全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできる環境を整備するため、妊婦等包括相談支援事業及び妊婦のための支援給付（妊婦支援給付金）が一体的に実施されるよう、市町村の取組を支援します。</p> <p>○県は、愛知県不妊・不育専門相談センターにおいて、不妊・不育に悩む夫婦の相談を受け、治療等に関する情報を提供します。</p>	<p>← ○数値目標の項目に対応する取組（新生児集中治療管理室（NICU）の整備数）</p> <p>○第1回会議の委員意見に対応する取組（小児集中治療室（PICU）や新生児集中治療管理室（NICU）の施設整備に関して、人員体制確保も必要であり、その人が辞めないための施策、人材育成など人材の質の確保を図ってほしい。）</p>

※「主な取組（案）」において、斜体表記はあいち子ども・若者育成計画2027からの移行内容、ゴシック（太字）表記は新たに計画に盛り込む内容。

Ⅲ 全ての子ども・若者の健やかな成長への切れ目ない支援

基本施策（案）	取組の方向性（案）	取組項目（案）	主な取組（案）	備考
<p>8 保育の受け皿、保育人材、多様な保育サービスの確保</p>	<p>教育・保育ニーズに対応できるよう、保育所等の教育・保育の場を提供し、保育士等の確保・質の向上を図る。 子どもの体調不良時や保護者の多様な就労形態などに対応できるよう、多様な保育サービスの提供体制を確保する。</p>	<p>○教育・保育の受け皿の確保 ○認定こども園の設置促進 ○保育人材の確保、資質の向上 ○保育に係る事故の防止 ○多様なニーズに対応した保育サービスの確保 ○教育・保育情報等の公表</p>	<p>○市町村は、子ども・子育て支援新制度の実施主体として、住民ニーズを踏まえながら保育所等の計画的な整備を進めます。</p> <p>○県は、保育士等に対する研修を充実させ、教育・保育に係る様々な知識・技術だけでなく、地域の子育て支援や障害児保育など、多様な保育ニーズに適切に対応できるよう、専門性や実践力の向上を図ります。</p> <p>○県は、乳児等支援給付などの運営費を助成するとともに、市町村が行う「こども誰でも通園制度」の受け皿確保のための支援を行います。</p> <p>○県は、病気や体調不良となった児童を病院や保育所等において一時的に保育する病児保育が、県内全市町村で実施されるよう、保育の実施主体である市町村に働きかけるとともに、施設整備や運営の支援をします。</p> <p>○県は、障害児支援の多様化に対応するため、保育所等における障害児及び医療的ケア児を受け入れるための環境整備等を支援し、保護者のニーズに応じた保育が行われるよう、市町村に働きかけます。また、幼稚園や認定こども園に対し、障害児の教育に必要な経費を助成します。</p>	<p>← ○数値目標の項目に対応する取組（待機児童数）</p> <p>← ○数値目標の項目に対応する取組（保育士等の確保数）</p> <p>○第1回会議の委員意見に対応する取組（保育士の質の確保に取り組んでほしい。）</p> <p>← ○数値目標の項目に対応する取組（病児保育事業の実施市町村数）</p> <p>← ○第1回会議の委員意見に対応する取組（保育所での医療的ケア児の受け入れのための人材確保（特に看護師）に取り組んでほしい。）</p>
<p>9 子どもの健康の確保</p>	<p>様々な母子保健サービスや乳幼児からの生活習慣づくりを通じて、子どもの健やかな育ちを支援する。 子どもの健康を守るため、小児医療対策を推進する。</p>	<p>○母子保健サービスの充実 ○乳幼児期からの生活習慣づくりへの支援 ○小児慢性特定疾病児等への支援 ○小児医療体制の充実</p>	<p>○市町村は、成長の節目ごとに実施される健康確保及び子育て支援のための大切な機会である乳幼児健康診査を始めとする母子保健サービスの充実に努めます。</p> <p>○県は、多発むし歯や口腔機能育成に継続的な支援を要する親子に対して、関係機関・団体と連携し、身近な地域で相談支援が受けられる体制づくりに努めます。</p> <p>○県は、休日等の夜間における看護師・医師による小児救急医療相談体制の充実を図り、夜間救急外来の負担を軽減し、小児救急医療体制の維持を図ります。</p> <p>○県は、小児専門医の確保のための研修事業に対する補助を行い、小児集中治療に習熟した医師の確保に努めます。</p>	<p>← ○数値目標の項目に対応する取組（小児救急電話相談事業の応答率）</p> <p>← ○第1回会議の委員意見に対応する取組（小児集中治療室（PICU）や新生児集中治療管理室（NICU）の施設整備に関して、人員体制確保も必要であり、その人が辞めないための施策、人材育成など人材の質の確保を図ってほしい。）</p>
<p>10 居場所づくり</p>	<p>子ども・若者が居場所を持つことができるようにするため、放課後の子どもの遊びと生活の場である放課後児童クラブの整備や放課後児童支援員の確保、資質の向上に取り組み、待機児童の解消を目指すとともに、放課後の安心・安全な居場所を提供する。 県営都市公園や児童厚生施設などの安全かつ多様な遊び場の提供を行う。 子どもが安心して過ごせる居場所となる子ども食堂の活動を支援する。</p>	<p>○放課後児童対策の取組促進 ○放課後児童支援員等の資質向上 ○安全な遊び場の確保 ○多様な遊び場の提供 ○子ども会活動への支援 ○子ども食堂への支援 ○子どもの居場所づくりに関する市町村への支援</p>	<p>○県は、共働き家庭等の「小1の壁」を打破し、児童が放課後等を安全・安心に過ごすことができる生活の場の確保を図るため、放課後児童クラブについて、計画的な整備等を進め、待機児童の解消を目指します。</p> <p>○県は、放課後児童クラブの施設運営の質の確保・向上に向けて、放課後児童クラブにおける常勤職員配置の改善や放課後児童支援員等の賃金改善に必要な経費の助成を行うなど、市町村の取組を支援します。</p> <p>○児童総合センターは、開館以来蓄積してきた遊びを通じての子どもの健全育成や子育てに関する事業のノウハウを生かし、各地域の児童館の中核拠点として、児童館の活動支援を図るとともに、「こどもの居場所づくりに関する指針」に基づき、子ども・若者の心身の安全が確保され、安心して過ごせる居場所づくりを促進します。</p> <p>○県は、子ども食堂の設置拡大や子どもたちの居場所としての定着を図るため、県民からの寄附により造成された「子どもが輝く未来基金」を活用し、子ども食堂の開設や、学習支援の実施に必要な費用等の一部を助成します。</p> <p>○県は、子どもの居場所づくりに関する市町村の取組を把握し、好事例について横展開を図るなど、子どもの居場所づくりに関する市町村の取組を支援します。</p>	<p>← ○数値目標の項目に対応する取組（放課後児童クラブの待機児童数）</p> <p>← ○数値目標の項目に対応する取組（子ども食堂の箇所数）</p>

※「主な取組（案）」において、斜体表記はいち子ども・若者育成計画2027からの移行内容、ゴシック（太字）表記は新たに計画に盛り込む内容。

Ⅲ 全ての子ども・若者の健やかな成長への切れ目ない支援（続き）

基本施策（案）	取組の方向性（案）	取組項目（案）	主な取組（案）	備考
11 思春期保健対策の充実	男女問わず、ライフステージに応じた性や妊娠に関する正しい知識の普及や健康管理を促すことで、思春期の心身の健康づくりに努める。心の健康問題、薬物乱用防止などの健康教育に関する教員の指導力・対応力の向上を図る。	○思春期の健康に関する教育・支援 ○薬物問題への対応	○県は、各地域において、教育、保健、医療の関係者が連携し、男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、健康管理を行うよう促すプレコンセプションケアの推進を含め、性に関する正しい知識の普及に努めます。 ○県は、電話、SNSによる相談や産科医療機関等へのアウトリーチ型相談支援などにより予期せぬ妊娠や思春期の性の悩みに応じるとともに、予期せぬ妊娠を防ぐため、学校等関係機関と連携し、妊娠・出産等に関する健康教育を実施します。 ○県は、精神保健福祉センター及び保健所において、大学生等の学生相談担当部署と連携を図りながら、啓発パンフレット等を活用した出前講座等を実施し、大学生等に対しアルコール関連問題についての正しい知識の普及に努めます。 ○県は、「愛知県薬物乱用防止対策推進本部」を中心に関係機関と連携を図るとともに、薬物相談窓口事業、啓発事業等を実施し、青少年による薬物乱用の根絶を目指します。	← ○数値目標の項目に対応する取組（学校等と連携して思春期教育を実施している市町村の数）
12 学校教育の充実	保育所等から小学校へ円滑に移行できるよう、カリキュラムを充実させる。個人に合うきめ細かな指導や体験活動を行うことにより、現代を「生きる力」を培う教育を行う。学校を核とした地域づくりを目指して、学校と地域が連携・協働する体制づくりに取り組む。いじめや不登校に対し、個々の状況に応じた学校内外における相談・支援体制の充実を図る。高校中退の予防、高校中退後の支援に取り組む。	○幼児教育の質の向上・充実 ○幼児教育と小学校教育の円滑な連携 ○生きる力を育む教育の推進 ○主体的・対話的で深い学びの推進 ○個に応じた指導の充実等 ○学校における働き方改革 ○学校教育の情報化の推進 ○特別支援教育の充実 ○学校と地域が連携・協働する体制づくり ○スポーツ活動の推進 ○文化芸術活動の推進 ○生命を大切にする教育 ○情報モラル教育 ○豊かな心と規範意識の醸成 ○体罰や不適切な指導の防止 ○健やかな体の育成 ○心身の健康に関する教育 ○食育の推進 ○消費者教育 ○主権者教育の推進 ○相談・指導体制の充実 ○多様な学びの機会の確保 ○高校中途退学者及び進路未決定卒業者の支援 ○高等教育（大学）の充実	○県は、交流活動や合同研修、接続期における教育課程・保育課程の編成、教育及び保育の内容に関する全体的な計画の実施や検討などを進めるとともに、保育所等と小学校の連携体制を強化します。 ○県は、きめ細かな指導体制を構築するため、少人数学級の更なる拡充を目指すとともに、専門性の高い教科指導を行い教育の質の向上を図るため、小学校の教科担任制を推進します。 ○県は、ICTの活用を進めるとともに、同時双方向型の遠隔授業の実施などによって、不登校児童生徒及び特異な資質・能力を持つ児童生徒等の多様な学習ニーズに対応し、柔軟で質の高い学びの実現に向けた支援に努めます。 ○県は、地域とともにある学校づくり、学校を核とした地域づくりを進めるため、「コミュニティ・スクール」と「地域学校協働活動」を一体的に推進します。 ○県は、子どもの頃から体を動かし、運動に親しみながら体力を向上できるよう、体力向上を目的としたウェブサイト「愛知体育のページ」を充実させ、情報を発信するとともに、「新子供の体力向上運動プログラム」の活用を促進します。 ○県は、公立小中学校及び県立学校にスクールカウンセラーを配置し、専門性を活かした相談活動を一層推進するとともに、スクールカウンセラーによる予防的な取組やいじめ不登校対策委員会での助言を活用するなど、校内の教育相談体制を充実します。	← ○数値目標の項目に対応する取組（幼稚園・保育所・認定こども園との接続に関する研究・研修を行っている市町村の数） ← ○数値目標の項目に対応する取組（授業にICTを活用して指導できる教員の割合） ← ○数値目標の項目に対応する取組（コミュニティ・スクールを導入している小中学校数） ← ○数値目標の項目に対応する取組（新子供の体力向上運動プログラム」の活用状況の割合（小学校）） ← ○数値目標の項目に対応する取組（小中学校、高等学校におけるスクールカウンセラーの相談時間数（小中学校）、配置人数（高等学校、特別支援学校））

※「主な取組（案）」において、斜体表記はあいち子ども・若者育成計画2027からの移行内容、ゴシック（太字）表記は新たに計画に盛り込む内容。

Ⅲ 全ての子ども・若者の健やかな成長への切れ目ない支援（続き）

基本施策（案）	取組の方向性（案）	取組項目（案）	主な取組（案）	備考
13 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり	<p>子ども・若者に、遊び場や自然体験活動、スポーツ・文化芸術活動等の様々な体験活動や交流の場の機会を提供し、社会全体で子ども・若者の健やかな成長を見守り支援する。</p> <p>読書活動の推進や基本的な生活習慣を身に付けるよう啓発を行う。</p> <p>子どもや子育て家庭が安心して暮らすことのできるまちづくりを推進するとともに、子育て世帯等の居住ニーズに応じた住宅整備を進め、住まいの選択に必要な情報が得られるよう支援する。</p> <p>子ども・若者が活躍できる機会づくりとして、イノベーション、モノづくり、次世代の農林水産業、国際交流、スポーツ、芸術など様々な分野で活躍できる人材の育成を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○安全な遊び場の確保 ○多様な遊び場の提供 ○体験・交流活動、外遊び等の場の整備 ○地域での体験活動の推進 ○自然体験活動の推進 ○スポーツ活動の推進 ○文化芸術活動の推進 ○自然ふれあい体験を通じた思いやりの心の育成 ○読書活動の推進 ○基本的な生活習慣の啓発 ○乳幼児期からの生活習慣づくりへの支援 ○安心して外出できる環境づくりの推進 ○子育て世帯に適した住宅確保の支援 ○イノベーションを生み出す人材の育成 ○モノづくりを支える人材の育成 ○起業家精神の育成 ○多様な人材の育成・活用 ○次世代の農林水産業を担う人材の確保・育成 ○国際交流の推進 ○外国語教育の推進 ○SDGsの理念を踏まえた教育の推進 ○世界で活躍するスポーツ選手の育成 ○若手芸術家等の育成 ○ジェンダーギャップの解消 	<p>○県は、子ども・若者が、自然体験や集団宿泊体験等の体験活動を行える青少年教育施設、都市公園等を整備するとともに、自然公園、河川や海岸などの水辺空間、森林を保全・整備します。</p> <p>○県は、毎年10月を強調月間と定め、優良図書の読書感想文・感想画を募集し、愛知県書店商業組合の協賛により図書を学校に寄贈するなど、よい本をすすめる県民運動を展開します。</p> <p>○県営住宅については、建替え時に地域のニーズに応じた子育て支援施設等の併設を推進します。また、子育て世帯や新婚世帯への優先入居制度の周知に努めます。</p> <p>○県は、あいちスーパーサイエンスハイスクール研究指定校により、科学技術分野における体験研修等を実施するとともに、大学・研究機関・企業等と連携し、理数教育や工業教育に関する講座等を実施するなど、理数教育を推進します。</p> <p>○県は、高等学校、特別支援学校において、各種職業資格の取得を奨励するため、技能検定及び顕彰を実施します。</p> <p>○県は、高等学校での外国語教育については、指定校において英語を高いレベルで使いこなせる人材を育成する「あいちリーディングスクール事業」、様々な国の人たちと共同生活を送ることで、英語への自信と関心を高め、相互理解の大切さを学ぶ「イングリッシュキャンプinあいち」等により、グローバルな社会で活躍する人材の育成を推進します。</p> <p>○県は、就職前の早い段階から、固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、様々な仕事への興味・関心を持ち、理系分野を含めた幅広い進路・職業を選択することや、育児期にどのように仕事を両立するのか等について考える機会とするため、中学校、高等学校等において、出前講座を実施します。</p>	<p>← ○数値目標の項目に対応する取組（将来、理科や科学技術に関係する職業に就きたいと思う中学生の割合）</p> <p>← ○数値目標の項目に対応する取組（高校生の技能検定合格者数）</p> <p>← ○数値目標の項目に対応する取組（高等学校第3学年において、英検準2級以上を取得している生徒及び英検準2級以上相当の英語力を有すると思われる生徒の割合）</p>
14 切れ目のない保健・医療の提供	<p>身体的・精神的・社会的に健やかな子どもの発育を促すための切れ目のない保健・医療体制を推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○思春期の健康に関する教育・支援 ○安心して妊娠・出産するための取組 ○母子保健サービスの充実 ○小児慢性特定疾病児童等や難病患者への支援 ○AYA世代のがん患者の支援、アピアランスケア支援の推進 	<p>○県は、各地域において、教育、保健、医療の関係者が連携し、男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、健康管理を促すプレコンセプションケアを推進します。また、SNSを活用した相談や医療機関への同行支援により予期せぬ妊娠や思春期の性の悩みに応じるとともに、予期せぬ妊娠を防ぐため、学校等関係機関と連携し、妊娠・出産に関する健康教育を実施します。</p> <p>○県は、妊娠中からの早期支援により、産後うつ予防、ハイリスク者への継続的な支援が適切に行われるよう愛知県母子健康診査マニュアルを活用し、切れ目ない子育て支援の充実を図ります。また、産後の心身の負担を軽減するための産後ケア事業を必要な方が受けられるよう、産後の支援体制の充実を図ります。</p> <p>○県は、先天性代謝異常児の早期発見、早期治療のため、全ての赤ちゃんを対象とした新生児マス・スクリーニング検査を実施します。</p> <p>○県は、小児慢性特定疾病患者が自身の疾病等の理解を深めるなど自立支援を目的とした小児期から成人期への移行期医療の体制整備に努めます。また、こどもホスピスについて国の全国普及に向けた取組に基づき、理解の促進を図ります。</p>	<p>← ○数値目標の項目に対応する取組（産後ケア事業の利用率）</p>

※「主な取組（案）」において、斜体表記はあいち子ども・若者育成計画2027からの移行内容、ゴシック（太字）表記は新たに計画に盛り込む内容。

Ⅲ 全ての子ども・若者の健やかな成長への切れ目ない支援（続き）

基本施策（案）	取組の方向性（案）	取組項目（案）	主な取組（案）	備考
<p>15 子どもの貧困・ひとり親家庭・ヤングケアラーへの支援</p>	<p>子どもの貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切るため、教育や生活の支援など、総合的かつ切れ目ない支援を必要とする全ての子どもとその家庭に届ける。 ひとり親家庭などの自立促進を図るため、親の就労支援を始めとした生活の安定と向上のための総合的な支援を行う。 ヤングケアラーを社会全体で支えていくため、市町村と協働して、ヤングケアラーに関する理解の促進や、支援体制の整備に取り組む。</p>	<p>○教育の機会均等 ○健やかな成長環境づくり ○保護者等の就労の支援 ○学校における相談支援体制の充実 ○生活困窮世帯への支援体制の充実 ○ひとり親家庭への支援体制の充実 ○ひとり親家庭等への経済的支援 ○ヤングケアラー及びその家族への支援体制の充実 ○地域における包括的な支援体制の構築</p>	<p>○県は、生活保護世帯や生活困窮世帯の子ども等の学習機会の確保や居場所の提供等、学習・生活支援の充実のための取組について、町村域で実施するとともに、市に対して実施を働きかけます。</p> <p>○県は、子ども食堂の設置拡大や子どもたちの居場所としての定着を図るため、子ども食堂の開設や、学習支援の実施に必要な費用等の一部を助成するとともに、「あいち子ども食堂応援ステーション」を通じた食材提供の円滑化など、関係機関と連携・協働して子ども食堂への支援に取り組みます。</p> <p>○県は、ひとり親家庭の親の就業を支援し、経済的自立を促進するため、母子家庭等就業支援センターにおいて、雇用企業の開拓、就業支援講習会の実施、就業情報提供等一貫した就業支援サービスを提供するとともに、就労を通じた自立に向けて意欲的に取り組む母子・父子家庭に対して、住宅支援資金の貸付を実施し、その生活の安定と自立の促進を支援します。</p> <p>○県は、ヤングケアラーとその家族に対し、身近な地域で効果的な支援が行われるよう、市町村モデル事業として取り組んだ各種支援策の成果を県内市町村へ普及するなど、支援体制の構築に取り組みます。</p>	<p>← ○数値目標の項目に対応する取組 (生活困窮世帯・ひとり親家庭の子どもの学習・生活支援事業の実施市町村数)</p> <p>← ○数値目標の項目に対応する取組 (子ども食堂の箇所数)</p> <p>← ○第1回会議の委員意見に対応する取組 (シングルマザーの貧困率の解消及び住居支援に取り組んでほしい。)</p>
<p>16 障害のある子ども・若者への支援</p>	<p>子どもたち一人一人の教育的ニーズを正しく理解し、適切な支援・指導を行うことができるよう、特別支援教育の充実に取り組む。 保健、医療、福祉、教育、労働等の関係機関が連携を図り、卒業後の自立と社会参加に向けて、大学等高等教育機関における支援の促進、就労支援の充実、生涯学習活動等の推進に取り組む。</p>	<p>○自立と共生の地域社会づくり ○幼児期の支援 ○学齢期の個々に応じた支援 ○特別支援教育の充実 ○大学等高等教育機関との連携 ○教員等の資質向上 ○障害者に対する就労支援等 ○児童発達支援センターを中心とした地域の支援体制の充実 ○難聴児に対する支援体制の確保 ○障害者施策への円滑な接続・移行 ○重症心身障害児等に対する支援体制の構築 ○医療的ケアを必要とする子ども・若者の支援体制の構築 ○発達障害のある子どもの支援体制の充実 ○障害のある子どもに係る経済的支援の推進 ○障害者に対する文化芸術活動の推進 ○障害者に対するスポーツ活動の推進</p>	<p>○県は、障害のある子どもに対して適切な支援・指導を行うため、保育所等から高等学校までにおける個別の教育支援計画や指導計画の作成率の改善を図ります。</p> <p>○県は、<i>障害のある子どもの自立と社会参加をめざし、特別支援学校の小学部、中学部、高等部の発達段階や障害特性に応じた一貫したキャリア教育を推進します。また、関係機関と連携した就労支援で、障害のある生徒の学校生活から社会生活への円滑な移行を図ります。</i></p> <p>○県は、市町村域における中核施設となる児童発達支援センターの設置を市町村等に働きかけるとともに、必要なサービスが必要なときに利用できるよう、児童発達支援や放課後等デイサービス、保育所等訪問支援などのサービス提供体制の充実を図ります。</p> <p>○県は、難聴児支援のための中核的機能を有する体制の確保及び新生児聴覚検査から発達支援につなげる連携体制の構築を推進します。</p>	<p>← ○数値目標の項目に対応する取組 (個別の教育支援計画の作成率)</p> <p>← ○数値目標の項目に対応する取組 (児童発達支援センターの設置市町村数)</p>

※「主な取組（案）」において、斜体表記はあいち子ども・若者育成計画2027からの移行内容、ゴシック（太字）表記は新たに計画に盛り込む内容。

Ⅲ 全ての子ども・若者の健やかな成長への切れ目ない支援（続き）

基本施策（案）	取組の方向性（案）	取組項目（案）	主な取組（案）	備考
17 児童虐待防止対策の推進	<p>児童虐待相談に確実かつ迅速に対応していくため、児童相談センターや市町村の相談体制や機能を強化し、関係機関等との連携を推進するとともに、妊娠期からの児童虐待予防を進める。</p> <p>一時保護を要する子どもに対して、子どもの権利を最優先とした環境整備に取り組む。</p>	<p>○児童相談センターの体制強化 ○関係機関等との連携の推進 ○一時保護を要する子どもへの支援 ○市町村の相談支援体制の整備に向けた支援 ○児童虐待防止の啓発・再発防止に向けた取組 ○妊娠期からの虐待予防のための啓発 ○妊娠期からの虐待予防のための支援</p>	<p>○県は、増加する児童虐待相談に確実かつ迅速に対応できるよう、国の新たな児童虐待防止対策体制総合強化プランを踏まえ、児童相談センターの専門職員の計画的な増員と、それに資する人材確保に向けた取組を進めるとともに、子どもを安全に保護するための警察官OBや児童の一時保護等を迅速に行うための児童移送に対応する職員の配置など、児童相談センターの機能を十分に発揮できるよう体制の強化に努めます。</p> <p>○県は、「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」に基づき、一時保護を必要とする子どもに対し、子どもの権利擁護を最優先とし、適切な環境で一時保護を実施していくとともに、増加する一時保護に適切に対応するため、県立の一時保護所を始め、児童養護施設等が設置する一時保護専用施設の整備等により一時保護体制の強化と充実を図ります。</p> <p>○県は、こども家庭センターの全市町村への展開を図るため、こども家庭センター未設置の市町村に対し、情報提供や説明会を行うなど、設置を働きかけます。</p>	<p>← ○数値目標の項目に対応する取組 （こども家庭センターを設置している市町村の数）</p>
18 社会的養育体制の充実	<p>「子どもの主体的な権利の保障」と「家庭養育優先の理念」の実現に向け、里親等委託の推進や施設等入所児童の自立支援など、社会的養育体制の充実を図る。</p>	<p>○当事者である子どもの権利擁護 ○里親等への委託の推進 ○代替養育を必要とする子どものパーマネンシー保障に向けた取組 ○施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換 ○社会的養護自立支援の推進 ○障害児入所施設における支援</p>	<p>○県は、社会的養護下にある子どもの意見を受け止めるため、児童相談センターや施設等から一定の独立性を持つ第三者による調査審議機関を設置し、子どもの権利を守る仕組みの構築を進めるとともに、子どもの意見の代弁等を行う意見表明支援事業の充実を図ります。</p> <p>○県は、家庭養育優先原則を踏まえた里親等委託を推進するため、里親のリクルートや研修、委託中の里親への支援等、里親支援体制の充実を図ります。</p> <p>○県は、施設での養育を必要とする子どもに対して「できる限り良好な家庭的な環境」において支援を行うため、施設の小規模かつ地域分散化に向けた取組を支援します。</p> <p>○県は、施設等からの退所を控えた子どもや社会的養護経験者（ケアリーパー）の自立支援の強化を図るため、支援計画を作成する支援コーディネーターと、支援計画に基づく相談支援を実施する生活相談支援担当職員及び就労相談支援担当職員を尾張福祉相談センター及び西三河福祉相談センターに配置します。</p>	<p>← ○数値目標の項目に対応する取組 （施設等入所児童に占める里親等委託の割合）</p>

※「主な取組（案）」において、斜体表記はあいち子ども・若者育成計画2027からの移行内容、ゴシック（太字）表記は新たに計画に盛り込む内容。

Ⅲ 全ての子ども・若者の健やかな成長への切れ目ない支援（続き）

基本施策（案）	取組の方向性（案）	取組項目（案）	主な取組（案）	備考
<p>19 自殺対策、犯罪などから子ども・若者を守る取組</p>	<p>自殺予防に向けた教育・普及啓発や相談支援体制の整備等に取り組む。 インターネット上の有害情報から子どもたちを守るため、フィルタリングの利用を促進するとともに、インターネットの適切な利用に関する啓発等を推進する。また、性犯罪などの被害を受けた子ども・若者や、その家族の精神的負担の軽減を図るなど、立ち直りを支援するため、関係機関等が連携して相談支援を推進する。 子ども・若者が犯罪や交通事故に巻き込まれないよう、地域ぐるみで子ども・若者の安全確保に努め、安心・安全なまちづくりを推進する。 非行を犯してしまった子ども・若者が立ち直り、再び非行を犯さないよう、それぞれの状況や取り巻く環境に応じた立ち直り支援活動の充実を図る。</p>	<p>○自殺対策の推進 ○青少年の非行・被害防止対策の推進 ○有害環境対策の推進 ○情報モラル教育 ○少年の福祉を阻害する犯罪への対策 ○犯罪被害に遭った子ども・若者とその家族等への対応 ○安全教育 ○ドメスティック・バイオレンス等の防止に向けた教育・啓発 ○家庭内の安全確保等 ○安心して外出できる環境づくりの推進 ○安全な道路交通環境の整備 ○子どもの安全を守る取組の充実 ○地域防犯活動の推進 ○交通事故防止活動の推進 ○交通安全の取組の促進 ○地域における防災への取組 ○非行防止活動等の充実 ○非行防止のための啓発活動の推進 ○立ち直り支援活動の充実</p>	<p>○県は、自殺予防啓発リーフレットなどを活用し、自殺を防ぐための知識の普及や相談窓口の周知を図るとともに、SOSの出し方に関する教育を推進します。</p> <p>○県は、インターネットを介した犯罪やトラブルから青少年を守るため、インターネットの危険性やフィルタリングの必要性を周知するとともに、家庭でのルールづくりを支援する講座を開催するなど、啓発活動を実施します。</p> <p>○県は、火災予防に関する知識を身に付け、学校や家庭における火災の防止を図るため、小学校第5学年から中学生を対象とした少年消防クラブの設置を促進するとともに、消防学校一日体験入校などの機会を通して、クラブ員の消防についての関心と知識を深めます。</p> <p>○市町村は、各家庭での事故予防の取組が推進されるよう、乳幼児健康診査等の保健事業を通じて、年齢に応じた事故予防対策の普及啓発を行います。県は、家庭内での安全確保について、市町村の先進的な取組の情報提供を行います。</p> <p>○県及び市町村は、保育所等が行う散歩等の園外活動の安全を確保するため、キッズ・ゾーンの設定を推進します。</p> <p>○県は、台風や地震等の災害発生時において、子どもたちやその保護者が、安全・安心して避難するとともに、必要な支援を円滑に受けられるよう、市町村と共に災害時要配慮者支援体制の構築に取り組みます。</p> <p>○県は、青少年の非行防止、保護及び健全育成を推進するため、愛知県青少年育成県民会議や関係機関と連携した非行防止活動に取り組むとともに、愛知県青少年保護育成条例を適切かつ効果的に運用し、非行防止のための啓発活動を積極的に展開します。</p>	<p>← ○数値目標の項目に対応する取組（少年消防クラブの設置クラブ数）</p> <p>← ○数値目標の項目に対応する取組（乳幼児の事故予防対策をしている家庭の割合）</p> <p>← ○数値目標の項目に対応する取組（キッズ・ゾーンを設定する市町村の数）</p> <p>← ○第1子会議の委員意見に対応する取組（災害時の乳幼児の待機場所の確保をしていただきたい。）</p>
<p>20 外国人の子ども・若者への支援</p>	<p>外国人の子ども・若者が、進学・就職し、地域社会の一員として活躍するため、学校、家庭、地域、関係機関等と連携・協働しながら、個々の状況に応じた、教育、就労支援、相談支援の充実に向けた取組を推進する。</p>	<p>○日本語学習の支援の促進 ○教育の充実 ○若者を始めとした定住外国人等の就職の支援 ○多文化共生に向けた支援の充実</p>	<p>○県は、親子で楽しめる企画の実施等を通して外国人親子と日本人親子の交流や相互理解の促進を図りながら、外国人保護者に対する子育てに必要な情報の提供や日本語能力の育成にも取り組む、「多文化子育てサロン」の設置を市町村と連携して促進します。</p> <p>○県は、中学卒業後の進路未決定卒業生、高校中途退学者、日本語支援が必要な外国人等を対象に「若者・外国人未来塾」を実施し、高等学校卒業程度認定試験の合格等に向けた学習支援、相談・助言等を行います。</p> <p>○外国人県民に対する生活情報や行政情報に関する多言語の出版物の作成を推進するとともに、難しい単語を避け、一文を短くするなどの配慮をした「やさしい日本語」の普及に取り組めます。</p> <p>○公益財団法人愛知県国際交流協会では、外国人県民の多様化する問題に対応するため、多文化ソーシャルワーカーをあいち国際プラザ内の「あいち多文化共生センター」に配置し、多言語での相談・情報提供や複雑な問題への継続的な支援を実施しています。県は、ホームページ等を活用して、生活や相談窓口に関する情報を掲載するなど、多文化共生に関する情報提供について一層の充実を図ります。</p>	<p>← ○数値目標の項目に対応する取組（多文化子育てサロン設置箇所数）</p> <p>← ○数値目標の項目に対応する取組（若者・外国人未来応援事業の日本語学習支援実施地域数）</p>

※「主な取組（案）」において、斜体表記はあいち子ども・若者育成計画2027からの移行内容、ゴシック（太字）表記は新たに計画に盛り込む内容。

IV 全ての子育て家庭が安心して子育てができることへの支援

基本施策（案）	取組の方向性（案）	取組項目（案）	主な取組（案）	備考
<p>21 個々の家庭に寄り添った支援の充実</p>	<p>必要な人に必要な情報や支援が届くよう、子育て支援機関の連携を促進し、訪問支援の充実や地域での相談支援体制の整備など、個々の家庭に寄り添った支援を実施する。 家庭の役割と大切さについて理解を深めるとともに、保護者が安心して家庭教育を行うことができるよう、保護者に対する学習機会の提供、相談体制の充実等に取り組む。</p>	<p>○地域における子育て支援機能の拡充 ○訪問支援の充実 ○多胎育児家庭への支援 ○家庭におけるふれあいの充実 ○家庭教育の支援</p>	<p>○県は、気軽に親子で集え、地域の実情に応じたきめ細かな子育て支援サービスを提供できるよう、地域における子育て支援拠点の数の充実と質の向上を支援します。</p> <p>○県は、子供たちの健やかな育ちを支え、全ての保護者が安心して家庭教育を行うことができるよう、地域において主体的に家庭教育支援の取組を行う「家庭教育支援チーム」の設置を促進し、各地域における家庭教育支援の取組の活性化に向けて、「家庭教育支援チーム」の登録拡充を目指します。</p> <p>○県は、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭等を支援するため、市町村が実施する子育て世帯訪問支援事業への取組を支援します。</p> <p>○県は、市町村において多胎妊婦や多胎育児家庭への相談支援等が充実されるよう、研修や会議等を活用して働きかけます。また、県は、多胎児の出産育児について身近な交流の機会がない方にも参加いただけるよう、広域的な多胎家庭交流会を開催します。</p> <p>○県は、本県で作成した「親の学び」学習プログラムを活用して、乳幼児から小中学生の同年代の子を持つ親が子育てについて楽しく学べる講座を開設し、親としての学びと育ちを支援します。また、働く親の学びの機会として、企業に出向き、社員を対象に家庭教育への理解を深める研修を行います。</p>	<p>← ○数値目標の項目に対応する取組 （家庭教育支援チームを設置している市町村の数）</p>
<p>22 経済的支援の充実</p>	<p>子育てに関する経済的支援を引き続き進め、子育ての負担を軽減する。</p>	<p>○子育てに係る経済的支援の推進 ○保育所等に係る経済的支援の推進 ○就学に係る経済的支援の推進 ○困難な環境にある家庭や子どもに係る経済的支援の推進 ○障害のある子どもに係る経済的支援の推進</p>	<p>○県は、子どもが必要な医療を安心して受けられるよう医療保険の自己負担分（通院費は小学校入学前まで、入院費は中学校卒業まで）の費用を助成します。</p> <p>○県及び市町村は、総合的な少子化対策を推進する一環として、幼児教育・保育の無償化を実施します。</p> <p>○県及び市町村は、保育所等を利用する低所得世帯が保育所等に支払うべき物品の購入や行事への参加に要する費用等を助成します。</p> <p>○県は、妊婦のための支援給付（妊婦支援給付金）について県独自に低所得世帯を対象として拡充した子育て応援給付金を支給します。</p>	<p>← ○第1回会議の委員意見に対応する取組 （経済的支援において、現金給付以外の方法についても検討してほしい。）</p>

※「主な取組（案）」において、斜体表記はあいち子ども・若者育成計画2027からの移行内容、ゴシック（太字）表記は新たに計画に盛り込む内容。

V 子ども・若者とともに社会をつくり、社会全体で子ども・若者・子育て家庭を支えるための基盤整備

基本施策（案）	取組の方向性（案）	取組項目（案）	主な取組（案）	備考
23 子ども・若者の社会参画・意見反映の機会の充実	<p>子どもの権利に関する理解促進や人権教育・啓発を推進する。</p> <p>子ども・若者の社会形成に参画する態度を育むとともに、子ども・若者が意見を表明し、地域活動や社会貢献活動等を通じて、主体的に地域社会へ参加する活動を推進する。</p> <p>子ども・若者が自由に意見を表明しやすい環境整備と気運の情勢に取り組む。</p>	<p>○子どもの権利の理解促進や人権教育の推進</p> <p>○相談体制の整備</p> <p>○地域活動への参加の促進</p> <p>○社会貢献活動の推進</p> <p>○地域貢献活動の推進</p> <p>○地域や家庭での関わりを深める取組の推進</p> <p>○地域で展開される多様な活動の推進</p> <p>○子ども・若者の主体的な取組の応援</p> <p>○子ども・若者の意見反映の取組の推進</p>	<p>○県は、幼児教育・保育に携わる保育士等、子どもに係る職員に対し、研修を通して、「こども基本法」や「子どもの権利条約」の趣旨や内容に関する理解や認識を深めます。</p> <p>○県は、児童虐待相談への対応を始め社会的養護下にある児童等に接する機会の多い児童相談センターの職員に対して、子どもの権利擁護に関する研修を実施します。</p> <p>○県は、非営利の性格を持ちながら、社会的な課題を解決することを目的とした社会貢献活動に子ども・若者が参加することは、社会性や他人を思いやる気持ちなどを育むよい機会となることから、社会貢献活動に身近に取り組める場や機会を提供し、子ども・若者のボランティア活動への参加を促進します。</p> <p>○県は、中学生が、日常生活や社会について、日ごろ感じていることや考えていることを作文に書き、発表する「少年の主張愛知県大会」を開催し、社会に対する問題意識を養うとともに、自らの言葉で表現し、伝える力を高めます。</p> <p>○県は、子ども・若者に関する計画の策定や事業を立案するにあたり、子ども・若者が自らの考えを発言できる場を設けるなど、子ども・若者の社会形成への参画を促進します。</p> <p>○県は、県や市町村における子ども・若者の意見反映の取組にかかる好事例を集約し、市町村に横展開することにより、市町村において、子ども・若者の意見反映の取組が一層推進されるよう働きかけます。</p>	<p>← ○数値目標の項目に対応する取組（子ども・若者が意見を表明しやすい環境づくりに取り組む市町村の数）</p>
24 地域の多様な主体との協働推進	<p>NPOやボランティア等の地域の多様な主体と協働して、子ども・子育て家庭を応援し、地域全体で子育てを支援していく取組を推進する。</p> <p>地域で子ども・若者を支える多様な担い手を育成するとともに、それぞれの連携・協働を促進し、持続的な活動を推進する。</p>	<p>○子育て支援NPO等の活動の推進</p> <p>○ボランティア等が活躍する場の提供</p> <p>○学校と連携した活動の推進</p> <p>○地域における多様な担い手の育成</p> <p>○専門性の高い人材の育成</p>	<p>○県は、子育てに不安を持つ家庭や多胎育児家庭などに対し、子育てによる孤立感や不安の軽減を図るため、ボランティアによる家庭訪問型子育て支援を行う「ホームスタート」の仕組みを県内に広げることで、地域の子育て支援力の向上を目指します。</p> <p>○県は、ボーイスカウト、ガールスカウトを始めとする青少年団体等が行う活動を助成し、子ども・若者の社会参加の拠点となる青少年団体等の育成を図るとともに、公共サービスを担う主体の一つであるNPOの組織力向上を支援します。</p> <p>○県は、地域の実情やニーズに応じ、育児や職業経験など多様な経験を有する人材を子育て支援員として養成するため、市町村と協力して、研修を実施します。</p>	<p>← ○数値目標の項目に対応する取組（家庭訪問型子育て支援（ホームスタート）を実施する団体数）</p>
25 県民・企業が一体となって応援する機運の醸成	<p>県や市町村だけでなく、県民や企業などそれぞれが主体となって、県全体で子どもの成長や子育てを応援していく取組を進める。</p>	<p>○地域社会全体で子育て家庭を応援する取組の強化</p> <p>○企業と連携した取組</p>	<p>○県は、社会全体で子育てを応援する機運を高めていくため、市町村や労働組合、経済団体等と連携しながら、毎月19日の「子育て応援の日（はぐみんデー）」の普及を推進し、強化月間である11月を中心にイベント等により、家庭や職場、地域において子育てを応援する啓発活動を行います。</p> <p>○県は、「はぐみんカード」を発行し、協賛店舗や多子加算サービスの提供及び利用者の拡大に向け、「あいちのはぐみんネット」などを活用した広報活動を行います。</p> <p>○県は、企業に講師を派遣し、企業内研修において家庭での親の役割等、家庭教育について学習する機会を提供し、家庭教育を支援する「あいちっこ家庭教育応援企業」の拡充に努め、子育てに理解のある職場づくりを進めます。</p>	<p>← ○数値目標の項目に対応する取組（子育て家庭優待事業登録店舗数）</p>

※「主な取組（案）」において、斜体表記はあいち子ども・若者育成計画2027からの移行内容、ゴシック（太字）表記は新たに計画に盛り込む内容。